

平成十六年八月十一日受領
答弁第六八号

内閣衆質一六〇第六八号

平成十六年八月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出UFJ銀行の不正融資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出U F J銀行の不正融資に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

個別の金融機関による個別の取引に関する検査の有無や結果等を明らかにすることは、将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど検査の実効性を損ねるおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。いずれにせよ、金融機関に対する検査においては、業務の健全かつ適切な運営を確保すると
の観点から、その業務又は財産の状況についての確かな実態把握に努めているところである。

なお、一般に、銀行と債務者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的に
司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であると考ええる。